

1971 年第 2 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 9 月 30 日(第 4 日目) 午前 10 時 5 分開議
午後 2 時 58 分閉会

2. 出席議員(20 名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稲 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 系 憲 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波鏡 清次郎

3. 欠席議員(2 名)

5番宮城正光

13番棚系憲信

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 堀 安 一
収入役 眞 堀 好 永	総務課長 多和田 真 一
住民課長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税務課長 古波鏡 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 橋 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 榮
建設課長 高宮城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 幸	

宜 野 湾 市 議 会

水道部長 仲村 春 盛
 会計課長 天 久 実
 教育委員 知 念 俊 吾 良 吉
 委員 石 川 栄 吉
 主事 宮 城 豊 吉
 事務 仲 村 清 吉

営業課長 奥 里 将 弘
 工務課長 金 城 健 栄
 副委員長 仲 本 正 重
 委員 比 嘉 義 永
 会計係 知 花 栄 幸

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅
 議事係長 島 袋 真 由 書記 仲 村 春 夫
 書記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第 4 号) 1971 年 9 月 30 日(木曜)

日程第 1

(日程別紙添付)

日程第 2

日程第 3

日程第 4

第72回宜野湾市議会定例会議事日程表(第4号)

1971年9月30日(木)午前10時開議

- 日程第1 閉会中継続審査申出書(総務委員会)
- 日程第2 閉会中継続審査申出書(経済民生委員会)
- 日程第3 議案第71号 宜野湾市史編纂委員会条例
(総務委員長報告)
- 日程第4 議案第73号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を
改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第5 議案第68号 1972年度一般会計補正予算
(総務委員長報告)
- 日程第6 議案第69号 1972年度宜野湾市土地区画整理第二
地区府営金特別会計補正予算(建設委員長報告)
- 日程第7 認定第4号 宜野湾市の市道認定について
(建設委員長報告)
- 日程第8 陳情第17号 嘉数後原並びに真栄原上茶原一帯の土地
について(建設委員長報告)
- 日程第9 議案第75号 宜野湾区教育委員会補助金交付規則につ
いて
- 日程第10 議案第74号 教育区債を起すことについて
- 日程第11 議案第73号 1972年度宜野湾教育区才入才出補
正予算

議長

第92回 宜野湾市議会定例会(第8
日目)の本会議を開きます。(午前10時5分)

議長

おてもとに配布してあります日程
表の第x号のとおり進めてまいります
と思っております。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時5分)
再開いたします。(午前10時12分)

議長

日程の第1.閉会中継続審査申出書
を議題といたします。一応申出書がま
いてありますので、事務局を以て朗読
をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時12分)
再開いたします。(午前10時13分)

議長

総務常任委員長の安次富盛信君
より申出がありました。閉会中の継
続審査につきましては、本案のとおり
認めたと思っておりますのでよろしくお
願い致します。それから日程の第

3. 閉会中の継続審査申出書、同じく、
~~経済民生教育常任委員会~~ 経済民生教育常任委員会
の天久盛雄君がいましてあります。
休憩いたします。本朗読書を読み
上げます。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時18分)
再開いたします。(〃10時15分)

議長

経済民生教育常任委員会委員天久
盛雄君の議案第37号に対して、閉
会中継続審査をした」と言う申出が
あります。申出書とあり認めると
に御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、左様
決定いたします。

議長

次、日程の第3、議案第71号、宜野
湾市史編集委員会条例につきましては、
9月の23日の本会議におきまして、
総務常任委員会に審査を付託してあり
ましたか、終結いたしました。報告書
がまわっております。暫く休憩いたし
まして、本朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時16分)

再開いたします。(" 10時18分)

議長

並かに日程の第8、議案第72号、
宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部
を改正する条例につきましては、9月の
23日の本会議におきまして、総務常任
委員会の方に審査を付託してありまし
たが、審査の結果がまわっております。
本報告書を一応、事務局長をして
朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時18分)

再開いたします。(" 10時20分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

只今上程されております23の議案
第71号と72号につきまして、一括して御
報告申し上げたいと思っております。御承知
のとおり宜野湾市の歴史を編さんし
たしまして、広く市民にしかしめよう
は、対外的にも、宜野湾市の市史と言う

ものは必要であると、言うふうなことで
提案もされておりますし、当、総務委
員会といたしましても、今、現在合併を
ひかえて、必要であるかどうか、そう
言ったような基本的な面から、一応検
討にはいたしております。委員会
の意見といたしましては、かねてから
たまに、この問題はとりあげられて
おりますし、又市民の面からも宜野湾市
に相当、長い歴史をもつとこの宜野
湾市が、その市史が、或は今日までの
歩みを編集したとこの、市史がな
いと言うことは、これはむしろ異力
きくぐらいたと、そこで早目に編集
をして、然るべきであると言う、見解に
たずまして、そしてこの条例の審査に入
った訳でござります。ただ問題になる
点は、はっきりした資料がござりませ
んの、過去何百年前からの市史を編
集するためには、いろいろな伝説、或は
記憶をたどつてのもうものの事項が
出てくる訳でござりますので、そこで
単なる伝説をとりあげて、それに
やっすやうにいたすと、あくまでも、正確
な事実の歩みを当然、編集すべき
であると、言うようなことも当局に
十分申し入れてござります。尚、こ
れは短期間で出来たものではござ
りませんけれども、しかしながら、

無期限で編集作業にかかると言
うことになると、これはまた問題がある
と、言ったようなことである程度の期限
を付けるべきである、更に内容に
ついては十分正確な内容を認識
りこんでやってもらいたい、と言ったよう
なことも申し入れてある訳でございま
す。本来ならば、第11条この条例の定
めるものの外、必要なものは細
則、規程があるはずであります。こ
れは出来上っているかと聞きました
けれども、これは委員会を成立し、且つ
受託を引き受けることのちよ
く相談して細則、規程、
運営規程、委託契約、そういったもの
を設定していただき、言
うような意向でござります。後
で、基本になることの条例は、一応
受託として、委員会としては認めた
次第でござります。尚、それに関連
する議案第72号につきましても、委託
者であることの嘱託員、これは報
酬として150千円支給する
ことになっております。その額の根拠につ
きましても別段、これと言ったような根
拠はござりませんけれども、コ
レが大体150千円を払ってござ
ります。それを引用いたしまして、150
千円は受託額である、と言ったこと

とごさいます。その外につきましては、
なんの支障はないと言うふうなことを
認めまして、原案のとおり可決して然
るべき議案であると言うふうなことを
決定した訳でござります。以上御報
告申し上げ、更に皆さんの御質疑に
お答え致したと思っております。

議長

両案に対する質疑を許します。

20番、

無期限ではいかたうですようね、大
体のめやすはついていますか。

総務常任委員長

当局としては、大体、3年以内の
目途をつけていると言うふうなお考えで
あります。

20番、

皆さんの審議の過程では、

総務常任委員長

審議の過程にあつては、出来れば
3年とは言わずにですね、早目に作
業をですね、専念してやってもいい
と言うふうな意見を出してあります。

19番.

条例の10条との関連ですか、庶務を総務課において設置するということになっておりますか。その場合、本来のですね、総務課の仕事の量、これか加わると言う場合にその陣容でですね、出来るのかどうか、このあたりは出したのかどうか。

総務学任委員長

今日の御指摘の問題につきまして、従来の、たか係職員を置いてやるようなことになると、その係が人事異動により、又、変わると言うことになりまうとね、この編集作業にも相当な障期たりんじなりかと、そこで出来るだけその専門、専任、担任を最初からあれば、決めておいて、その職務を遂行するようにもしたいと、言うことは強く申し入れてあります。尚、陣容につきましては、今後、合併後にどういったような陣容の消化、或はまた機構の整備、改善、そう言ったものとも関連しますので、現段階では現在の陣容で可能かと言うようなことをあつしやっております。

議長

外にありませんので、質疑を終り、併せて委員長のご報告を終わらせて、ただ

きまふ。

議長

議案第71号、宜野湾市史編集委員会条例についての討論を求めます。

議長

討論も省略を「たした」と思いますが御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので討論を省略「たしまして」表決に付します。

議長

議案第71号、宜野湾市史編集委員会条例についてを表決に付します。

議長

委員会の報告とあり原案とあり可決すること、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、原案とあり可決すること、決定を「たします」。

議長

次、議案第72号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので討論を省略いたします。表決に付します。

議長

議案第72号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長

委員会の報告とおり原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので原案のとおり可決することに決定をいたします。

議長

次は日程の第5、議案第82号、~~宮野~~
~~1972年度~~ 1972年度、宮野市一般会計歳入
歳出補正予算につきましては、去った
9月の23日の本会議におきまして、総
務常任委員会の方へ審査を付託して
ありましたか、結審をいたしました。報
告書がまわっております。事務局長をして
本報告を朗読いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時36分)
再開いたします。(午後10時38分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

議案第10号、これは補正予算
であります。これについて、経過を御説
明申し上げます。どうかと言いますと、
この補正予算案に対する当局の施策
につきましては、いささか誠意がなかつ
た訳であります。この点につきましては、
徹頭徹尾委員会といたしました。突
明いたしました。と申し上げますのは、
歳入の問題でございまして、繰越
金の内訳について、資料として、くは、い

れてありますけれども、その中で予算措置されてない、未計上の金も26,000ドルと言う金もあり訳であります。この突につきましては、委員会として、非常に重要視いたしました。と申し上げますのは、現在、この更正の段階でこのだけの金がありなかつた。予算措置、予算に計上したと言うことは、これは裏をかえせば、とてあきの隠し財源かと、

言うふうなことにござりまする訳であります。そこでこの理由を徹底的に究明いたしましたところ、御承知のように一部事務組合、焼却炉の加入問題とも関連しておりますけれども、実はこの資金は加入金、或はその面の資金にあてたと言うような気があった訳でござりまする。私はこの焼却炉については、頭に来ておりますけれども

この予算の編成作業の時点で十分知ってあったんじゃないかと、言うようなことも我々、たしかめて見て訳でござりまする。そこで今後、或は我々が審査した段階においてこの使途について、はっきりした線を出すなにとこの補正予算の審議を速めよう訳にはいかないと、またようなことで、いさゝか

市長の今後の考え方、施政等についても正してみましたところ、合併を目前に控えて、出来たわけ、合併前

に、出来さかじやなくして、必が合併
前に予算措置をして、そして市民の
ためになす有効に使いたいと、言ったよう
な考え方があった訳であります。これを
つきましては、先程説明がありました
ように、今の廃布処理場の土地がいつ
までもつかと、言うふうなことで、大分
当局としては、苦心しております。この
暫定的な処理場、什換地、そういった
ものを早い機会に抑えたいとして、
そして出来さかじやなく、そういった面を
合併前にあてたいと、言うふうな
お考えがあった訳であります。それな
いは100パーセント信頼したいとして、
合併前の早い機会に補正をすま
うような条件をつけて、この繰越金
の問題については、一応了解した訳で
ございます。110,000千円余りの繰越金
を出しておりますけれども、その内訳につ
きましては、おてもとに配布されたとあり
てあります。更に歳出の面につきまして、特
に委員会として問題といたしましたのは、
廃布処理費の当初予算に対して、
約100パーセント近くの補正をしてあります。
一体これはどう言う訳かと言うふう
に究明いたしましたところ、最近、特に
廃布の量がふえまして、或はまた、周
国からのいろいろな苦情、或は公害そ
う、言ったものが、次々出まして、この履土

ずる費用に大分がかかったと、言うことは
1ヶ年分で、2ヶ年分の予算で3ヶ月は既に
消化してしまったと、言たような、そうき
う当初の見通しの甘さ、と言たような
問題も一応、突明いたしましたけれども
やはり、なんと言っても周囲の方々に
迷惑をかけないためには、やむを得ない
んじゃないかと、言たようなことで認
めてあります。更に農業振興費の中で、
これは砂糖キビの生産農家からの
「3」3の形で陳情がありましたところ
の、この積込機械の補助金関係、こ
れは農協に一応補助ありようになつて
ありますけれども、これについては、この使
用にあたっては、農家に対して、或は生
産者に対して「ささかの損失も与えな
いように、不利になさないような裏で
十分、配慮してもいい」と、折角、
補助金を出して購入したところの、この
機械を最大限に農家や、生産者に
対して、十分、活動出来るような対策
を当局はして欲しいと、言たよう
なことを申し入れてござります。尚、その
外にも、若干ありましたけれども、一応
あつたかな問題なつたものはこれくらい
でありますので、皆さん方の御質疑にお
答えすることになります。結論と
しましては、受当な補正予算で
あま、言うふうに認めて報告して、

ざりますので、よろしく御検討願いたいと思
います。以上 終ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

8番

2-3 質疑を行いたいと思います。自
動車購入の方が計上されてますが、こ
れは何パーセントの値上げを見積、てお
さいますか。

総務常任委員長

これは物品税、いわゆる輸入税
が自動車の場合、大体 20%~35%。
これは車種によってかわるようでありま
す。特にジープのときは 35パーセント。
その他の貨物車、常用車については、
あのあの車種によって、その輸入税の
税率がかわるようであります。従って
このジープの場合 35パーセントだと言
うふうに聞いております。

8番

次の13ページ、民生費の社会福祉、民
社協福祉活動専門員、これは新しく設
置される訳ですか。

総務常任委員長

そうです。この度、日本政府から福祉協議会、社協に専門職員を設置する、言うことでその補助金を本土政府並みに琉球政府が流して下さるようであります。

8番、

それがい17頁ですね、都市計画費、この中の市道用地測量、それが減になっております。と言うことは、終わったと言うことですか。と言うことですか。

総務常任委員長

これは落札減によることの更正減であります。これはまだ終わってないようであります。

8番、

落札減ですか。

総務常任委員長

落札減、

8番、

2,000カル余りの落札減、算ってあった額ですか。

総務常任委員

そうでしょうね、2,309千円、一応
説明して下さい。

都計課長

御説明申し上げます。予算現額が
は、11,309千円でござりますけれども、
去った8月に入札いたしましたして、9,000千円
で落札しております。この分2,309千円
は、落札は残額で最後まで計上額に
残りますんで、一応、この予算で減額
にしたある款でござります。

8番、

純然たるこれは減額ですか。

都計課長

そうです。

8番、

落札減ですね。

都計課長

はい、業種者は8社になっておりま
す。

8番、

その7人は下の方からいいますか
計算方法が例年と違う訳ですか。

都計課長

そうです。

8番、

政府の方から指示があって、建て
る訳ですか。

都計課長

そう言ったことではございませんか。

8番、

いつもはなかなかおさない訳でしょう。

都計課長

「や、や、」 漬地測量はスムーズに
殆んど落ちております。

8番、

計算方法は別に変わってない今
までとありですね。

都計課長

はい。

8番、

はい、以上。

9番

委員長の説明がありました歳計
剰余金について一すお伺い致します。
差引残高 26,000 余が予算に未計
上となっておりまうけれども、歳入にあ
ります繰越金と関連いたしまして、手
続上、どう言うふうな手続きをとって
あふれまうか。歳計剰余金の手続きで
ござります。予算計上をについて、

助役

御質問の要旨をもう一回、お願
いしたいと思います。

9番

補正予算の繰越金か補正前の
額と補正額が明記されております。
それか資料によりまうと、1,2,3,4
番の差引残高 26,000 余り、予算に
未計上となっておりまう。歳計剰余金
か予算に計上するまでの手続きは、
どう言う手続きをとられてあふれまうか。
そして、未計上の額はどこで、どう
保管された形になるのかどうか。

助役

この表を予め説明申し上げまうと
71年度か翌年度に繰越した歳計剰
余金か113,837,144.83セント、これは

8月31日における歳計剰余金の確定額で
ご紹介します。当初予算で、最初の場合
見積った計上額は51.732ドルは歳計
剰余金■があるものとして計上した訳
であります。しかし今回の補正に計上
したものは、35.672ドルしか計
上してございませんので、後26.821ド
ル63セントは、予算上の計上額でご紹
介します。しかしその現金は勿論、すな
わち即日8月31日から9月1日の間に繰越
れますので、調定は113.827ドル63セ
ント調定いたしました。72年度にそのま
ま現金は繰越いております。

9番

私がお聞きしたのは、歳計剰余金
の措置につきましては条例か規則で
なにかで財政調整基金積立金との関
連はどうなりますか。

助役

本来、従来の条例には、そういう規
定がございましたが、今回、改正されま
した条例においては必要な額を積立
るという事になっておりますので、一応
財政運営の面から積立であった方が
いいという観点にたつた方には積立
てもいいんですが、財政需要が非常
にある場合には、金額、これは翌

年額の歳出にあててもさしつかえがない
と、言うふうに考えておりました。今の
場合、財政法上の積立規程に該
当する金額がなればそれでいいです。
それで積立しなくてもよいと、
言うことになっておるようではいいです。

9番、

と言うことは現在予算に未計上と
いうことは、72年度予算でどうしようして
るということですか。

助役、

結局、72年度の歳入にはなっており
ますけれども、支出の予算には計上
されてないと言うことでいいです。

9番、

もっと掘り下げて説明していただ
けませんか。

助役、

結局ですね、歳入と言うものは、
71年の繰越金は翌年度に繰越さなけ
ればならないと、言う規程によること
の、72年度の一次、繰越金の歳入
になります。歳入でありますので、予算
上は今の場合は51.738百万しか予
算には入っていませんけれども、歳入で

でございますから、113,837ドルの3セント
現実にはありしたので、それは当然、
72年度の予算に、11443歳入になる
訳でございます。予算に計上されてな
かぬ歳入として受けきれないと言
う意味ではございません。

9番、

歳入に受けて、歳出にある訳でしょう。

助役、

歳出には、たかだか未計上分が26,8
21ドルの3セントはあるんだと言
うことで
ございます。

9番、

目的の場合にはある訳でしょう。

助役、

はい。

9番、

そうおっしゃる訳ですか。

助役、

たかだかそれは委員長の説明の場合
に、最初に説明がありましたと
申す。

9番.

こう言ったような歳計剰余金の皆さん方の、基本的な考え方はどうおいておられますか。歳入で受けた歳出の目的はなに、といったような公金の取扱いの問題でござります。皆さん方これは予算、財源がな、という問題じゃなくして、実質的にある訳ですか。26,000という金は歳入歳出あふりあて「ふんだか」目的がな、ということですか。どう言うことですか。

助役.

歳入はござりますか。歳出が26,821ドル63セントは歳出にあて3金か。現在、確実にあるということか言えるという意味です。

9番.

歳出に.

助役.

あて3金か出来る歳入がこれだけ現在あるという意味でござります。

9番.

現在ある...最後の10款でござりますけれども、教育費の追加負担金~~が~~か出ておりますか。委員会からの要請額

はいくさいですか。教育委員会からでござい
ます。

総務常任委員長

2,800千円の要求に対しまして、~~2,800~~
2,000千円を決定しておりますけれども、
その不足分につきましては、委員会予算
の中で十分操作が出来るというふう
なことで2,000千円を妥当として一応
決定したようであります。

9番、

目的は何の目的で要請されてお
りますか。

総務常任委員長

これはですね、岡山県の養護施設
この度、コサに一括したところの岡山
県教育を施すために、そういう養護学
校が出来ようであります。その負担金
が結局、委員会に割当されて来々
ようであります。その分の支出金かと、
言うことでもあります。

9番、

直接、宜野湾教育区内での施設に
あてる資金じゃないですか。

総務常任委員長

そうではない、分担金がそうです。

9番、

じゃ、市当局は800ドル削された理由はどこにござりますか。と言うことは、当初の負担金から800ドルは減らされたということになる訳ですか。

総務常任委員長

この面につきましては、当局に説明させます。

市長

一応、正味の要求の前に予備要求と言うものかござりまして、2,800要求されておりましたか。委員会の予算を7,500と、予備費が相当ありますので、それは何に使うかと、あてがなさい。それじゃ一応は2,000ドルは出方から残りは予備費から出したさうと、そしてもし他に、次の定例会でも外にそういう要求するものか、あれば当然、市としては、負担すべきものであれば負担するからあなた方は今度の場合、予備費から出したかどうかと、さうふうに話し合ってしまったとこで、それでいいと、言うる承を受けて2,000ドル出した訳でござります。

9番.

なされたい様な相手の要請でか
っかりしてありますけれども、予備費が
出さかろうと、まあ、まあ、い
うと云われた訳ですか。

市長

そうした方が、いんじやないかと、

9番.

基本的には、これは私共、議会は公
平に審査します。結果的には、800ドル
は教育委員会の負担金は削られたと
言うふうにしかありません。そして今、
市長がおっしゃった様に、2,000ドルを出
すか、という根拠はどういうことであ
るか。教育委員会は別として、財源の問題
であるのか、その内容が、何なのか。

市長

予備費が相当あり、市での予備
費はそんなに沢山はないし、その予
備費はなんに使うかと、沢山あった
訳でござります。当初、

9番.

どうもにたりよ、たりで、終わります。

議長

他に質疑ありませんので、質疑を終りたかと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑を終り、併せて、委員長の報告を終ります。

議長

議案第68号、1972年度、宜野湾市一般会計歳入歳出補正予算に対する討論を求めます。

議長

討論も省略をいたしましたかと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、討論を省略いたしましたして表決に付します。

議長

議案第68号につきましては、委員会の報告とあり原案とあり可決です。

てくに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので原案とあり
可決することに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時3分)
再開いたします。(〃11時15分)

議長

日程の第6、議案第67号、1972年度、
宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特
別会計補正予算につきましては、去つた9月
23日の本会議にあきまして、建設常任委員
会に審査を付託してありましたが、結果
がまゝであります。一応、休憩をいたします。
事務局長をして朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時16分)
再開いたします。(〃11時17分)

議長

建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

議案第67号、1972年度、宜野湾市土

地区画整理第二地区清算金特別会計補正予算につきましては、建設常任委員会に付託されましたので、その審査の内容を御報告いたします。審査の方法といたしましては、当局から助役、都計課長の意見を求めて審査した試みでございます。その予算の一番、問題になりましたのは、予備費の問題、それに関連いたしました、支払額、そしてこの55615の徴収額、そういう問題を中心にして審査をした次第でございます。そこでこの第二地区は、一応、70年度で事業年度は終って、71年度から清算特別会計に、清算期間には入っております。そこで70年度の差引残額で9,775円、残額がございました。それをして84年の運営、そして残された修理すべき箇所、そういった工事にあてる考えでございますが、今年更正が、区画整理事業に1080円の補正をたし、そして予備費も8,877円というふうに補正されておりますが、それに対して最終的の清算がいたしまして、5,237円は引かぬ、徴収額から支払額を引いても、最終的に5,237円は残ると、言うような計算にたすと、引かぬ84年を以てする、した場合、それなりの約3,000円

3,800へ3,500の間の工事金が必要
と、言うような計算になりました。当
局の説明から、そういう感じを受け
た訳です。それで、我々、建設委員会
としては、そういう予備費は、いや、
長くこのようにあかなく、早目に修
理箇所、そして、やまづき箇所が
あるのは、調査したしまして、早く
更正なりをやりまして、その事業を
推進するように、強く申し入れてあり
ます。又、当局もそれに対して、
同意しておられますので、本委員会と
しては、この第二地区の清算金特別
会計補正予算につきましては、原案
とあり可決すべきものと決定して
あります。以上、審査の過程を
報告したしまして、御質疑にお答え
したいと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もありませんので、質
疑を終りたいと思っておりますか。御異議
ございませんか。

議長

質疑を終り、併せて、委員長の

報告と終ります。

議長 本案に対す~~る~~討論を求めます。

議長 討論も省略したいと思
いますか。御異議ございませんか。

議長 御異議ございませんので、討
論を省略いたしまして、表決に付します。

議長 議案第67号、1772年度、宜野
湾市土地区画整理第二地区清算金
特別会計補正予算を表決に付しま
す。

議長 委員会の報告とあり、原案のとおり
可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと「うふ」)

議長 御異議ございませんので、原案
とあり可決することに決定をいたしま
す。

議長

次、日程の第7、認定第X号、宜野湾市の市道認定については、去った9月23日の本会議におきまして、建設常任委員会に審査を付託してありましたが、審査を終了いたしました報告書がまいっております。休憩いたします。一応、本報告書を朗読いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時28分)
再開いたします。(11時25分)

議長

建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

認定第X号、宜野湾市の市道認定については、建設常任委員会に付託されておりましたので、その審査の報告を行います。沢山の市道認定の要請が出ております。本案に対しましては理由の示めありとあり原案どおり認定すべきものと、決定してあります。内題としましては、丁度、宜野湾市には市道認定要綱と言うものがござります。その市道認定要綱には、幅員Xメートル、長さ、延長が200.0メートル、そう言う基準がござります。

しかしながら、その設定した当時
予算規模も少なく、小さく、そして
あまり市道を認定した場合、維持
管理に支障を来さんじゃないかと、
言うような懸念もあつたかと思ひま
す。しかしながら、現在の、宜野湾市
の道路行政をみた場合に、殆んど
主要道路はタール舗装、アスファルト
舗装、そういった舗装工事がされて
あります。そういう現在の、現状を
みた場合に、市の認定基準要綱、その
要綱も改正する時期に来てゐるんじや
ないかと、言うふうに委員会でも審査
の中で、話し合われてあります。又、当
局も早目に市道認定要綱を検討
してゐるなり、言うことを要望入れ
てあります。以上のことを申し上げま
して、本案に対して審査の過程の
御報告を終りたかと思ひます。御質
疑に答えしたかと思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

11番、

認定されたところの道路が軍用地
の場合、これは法的に可能であるかや
うか。更に維持修繕、維持管理、
それは償還権をもち、ところの軍が

やうなものであつたか、どうか。或は市がや
うなものであるか。その二つに對する委員
会として御検討なされて来たか、どうか。

建設常任委員長

軍用地内をどうするかと言ふことに
對しましては、話し合ひされてあります。ただ
問題は、今出されてある道路が、その
地域の必要とする道路であつたか、どうか。
その面が御検討しております。

川 希、

は、私の質問に当局お答え願
います。